

市社協通信

～旭川市社会福祉協議会～

第2号

令和3年1月28日発行
〒070-0035
旭川市5条通4丁目893番地1
旭川市ときわ市民ホール1階
TEL 0166-23-0742
FAX 0166-23-0746



酷寒の季節となりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

今号では権利擁護課の旭川成年後見支援センターや法人後見事業、日常生活自立支援事業の取組を紹介いたします！普段の暮らしの中では、馴染みの薄い取組かもしれませんが、この機会に知っていただければ幸いです。

法人後見事業より

法人後見事業がスタートしました！

令和2年4月1日より旭川市社会福祉協議会が成年後見人等となる法人後見事業がスタートいたしました。公益性が高い社協が後見人等になることで、長期的、継続的な支援が可能となる体制を構築いたしました。地域のみなさまが安心して住み慣れた環境で暮らせるようなお手伝いをいたします。



法人後見へのお問合せは
電話：76-6450 まで

法人後見事業は こんな方におすすめ！

- ① 身寄りがなく、他に頼れる方がいない方
 - ② 高額な財産を持たない方
 - ③ 障がいを抱える方の親亡き後(長期的、継続的な支援が必要な方)
- ※法人で行う後見業務のため、継続的に安定した支援が行えます。

日常生活自立支援事業より

日常生活自立支援事業ってどんな事業？

認知症や障がいを抱え日常生活の判断に不安がある方が、地域で安心して生活できるように福祉サービスの利用手続や生活費の管理のお手伝い、年金証書などの大切な書類の預かりを行う事業です。

日常生活自立支援事業へのお問合せは
電話：23-1185 まで



旭川成年後見支援センターより

成年後見制度って
どんな制度？



認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分ではない方が、「契約」をしたり、「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する制度です。

福祉サービスの利用や入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を代理で行ったり補助することによって、本人が安心して生活する権利を守ります。

市民後見人養成研修が 無事終了しました！

令和2年10月3日～令和2年11月14日

市民後見人養成研修とは、旭川成年後見支援センターで平成25年から開始した一般の市民による成年後見人を養成するための研修です。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が遅くなりましたが、感染予防を徹底しながら1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）から25名の方に参加いただき、無事終了することができました。

養成研修
の様子



センターはこんな役割を
担っています

- ①相談
- ②手続支援
- ③普及・啓発
- ④市民後見人の養成



成年後見制度についてのご相談や研修会の依頼などはお気軽に旭川成年後見支援センターまでご連絡ください。

電話：23-1003

ありがとう
ございました

旭川市社会福祉協議会

（ボランティア振興基金・愛情銀行等）へ

いただいたご寄附一覧

令和2年度（令和3年1月末現在）

- ・旭川高砂台病院
指定居宅介護支援事業所 様
- ・マイリグ株式会社 様
- ・スキージャンプ 高梨沙羅 様
- ・永山公民館百寿大学 様
- ・東旭川公民館百寿大学 様
- ・株式会社 夢グループ 様
- ・宗教法人真奴苑 様
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構
旭川工業高等専門学校 様

その他、多数のご寄附をお寄せいただいております。個人の方(匿名を含む)につきましては、旭川市ボランティアセンターホームページにて、随時掲載しております。